

「球都桐生野球ラボ利用助成事業補助金」募集要項

1 目的

球都桐生プロジェクトの方針にもある「健康な青少年育成」・「スポーツの活性化」の取り組みとして、市内在住や在学の小中高生が野球ラボ(科学的トレーニングなどのサービス提供)を利用することで、野球を始めとしたスポーツをケガなく長く楽しむためのサポート環境を整備する。

2 補助対象者

(1)桐生市内の施設且つ、協議会の承認を得た施設を利用する事業者(個人事業主も含む。)

(2)高い専門性と知見を有する事業者(※)

(3)野球ラボを安全、安定的に運営できるノウハウやネットワークを持つ事業者

(4)ホームページで更新のお知らせ、各施策の事前告知を含むタイムリーな情報をSNSで発信することができる事業者

(※)「高い専門性と知見を有する」・・・ラボに導入する機器から入手できるデータを分析、理解し、パフォーマンスの改善、故障予防に関して適切な提案ができる知識

3 補助対象事業

(1)市内の野球チームに所属している小中高生及び市内在住・在学の小中高生の「野球ラボ」利用を促進し、野球力の向上及びケガなくスポーツを続けられるためのサポート環境の整備を目的とする事業

4 補助対象経費

利用者の内、市内の野球チームに所属している小中高生及び市内在住・在学の小中高生の利用料(利用日は交付決定日から令和7年3月31日まで)

5 補助率及び補助金の上限

1回あたり5,000円を上限とする。

ただし、1人あたり3回分までの利用料とする。

6 事業の流れ(既に承認済みの施設については、承認・認定は不要)

承認申請書・交付申請書の提出 → 認定・補助金交付決定 → 実績報告書
→ 補助金額の決定 → 補助金交付

7 必要書類

(1)申請時の必要書類

- ①野球ラボ利用助成事業者承認申請書
 - ・ラボの整備状況や利用者へのサポート体制がわかる書類
 - ・施設の配置図、平面図、写真
- ②球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ③球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金事業実施計画書(様式第2号)
- ④球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助事業収支予算書(様式第3号)
- ⑤その他協議会が指示する書類(承認済みの施設については認定書)

(2)事業完了時の必要書類

- ①球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金実績報告書(様式第7号)
- ②球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金請求書(様式第8号)
- ③球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金決算書(様式第9号)
- ④その他協議会が指示する書類

8 提出先・問合せ先

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

TEL 0277-46-1111(内線 658・659)